

中井町木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に強い安全・安心なまちづくりを推進するため、町民自らが所有し居住する木造住宅の耐震診断に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 この要綱において耐震診断とは、耐震診断技術者が「木造住宅の耐震診断と補強方法（国土交通省住宅局監修・財団法人日本建築防災協会発行）」に基づく「一般診断法」によって、木造住宅を調査し、報告書を作成することをいう。
- (2) 耐震診断技術者 平成16年以降の「神奈川県木造住宅耐震診断実務講習（技術者向け）」（以下、「県講習」という。）又は一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅耐震資格者講習（以下、「建防協講習」という。）を修了した者をいう。

(対象建築物)

第3条 補助金の交付対象となる建築物は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反している建築物は除く。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築確認通知書等を受けた建築物で、一戸建住宅、2世帯住宅、店舗併用住宅及び事務所併用住宅のいずれかであること。ただし、昭和56年6月1日以降に建築確認通知書等を受けて増築又は改築をしていて、その増築又は改築をした床面積の合計が、昭和56年6月1日における延べ面積の1/2を超える場合を除く。
- (2) 地上の階数が2以下の木造建築物で、在来軸組工法により建築されたもの。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、前条の対象建築物を町内に自ら所有し、かつこれに居住する者であって耐震診断を行う者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 町税を滞納している者。
- (2) この要綱において、過去に補助金の交付を受けたことがある者。
- (3) 中井町暴力団排除条例（平成 23 年中井町条例第 4 号）に定める暴力団員である者。
- (4) その他補助対象者として、町長が特に不相当と認める者。

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の額は、耐震診断に必要とする経費の 3 分の 2 までとし、その上限は、4 万円とする。(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)

(事前協議)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、予め町長と協議すること。

(交付の申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震診断を行う前に中井町木造住宅耐震診断費補助金交付申請書（第 1 号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 建築確認検査済証の写し等、建築年度を証明するもの
- (3) 前年度の納税証明書（町県民税・固定資産税）

(交付の決定及び決定通知)

第 8 条 町長は、前条による申請が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、中井町木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 9 条 補助金交付申請の取下げは、中井町木造住宅耐震診断費補助金交付申請取下げ申請書（第 3 号様式）を町長に提出しなければならない。

(取消しの決定及び通知)

第 10 条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、中井町木造住宅耐震診断費補助金交付決定取消し通知書（第 4 号様式）により申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付決定を受けた者が、虚偽又は不正な手段により補助金の交付

決定を受けたこと、若しくは、この要綱に違反したことが判明したときは、町長は、前項の通知をするものとする。

(完了報告)

第 11 条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付に係る耐震診断を交付決定の日以降、その年度の 2 月末までに完了し、中井町木造住宅耐震診断結果報告書（第 5 号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象建築物の耐震診断結果報告書
- (2) 耐震診断技術者の県講習修了証又は建防協講習修了証の写し
- (3) 耐震診断に係る領収書（請求書）の写し

(補助金額の確定)

第 12 条 町長は、前条の規定による完了の報告を受け、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、中井町木造住宅耐震診断費補助金額確定通知書（第 6 号様式）を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 前条の確定通知書を受けた者は、速やかに中井町木造住宅耐震診断費補助金請求書（第 7 号様式）を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 14 条 町長は、補助金の交付を受けた者が、虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき、若しくは、この要綱に違反することが認められたときは、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。